

土地改良施設他目的使用基準

1. 架 橋

(1) 使用料

架 橋		
幅 員	金額（永年） 円/m ²	使用年限
2 m以下	4,000	永年
2 m超～3 m以下	5,000	〃
3 m超～4 m以下	8,000	〃
4 m超～5 m以下	10,000	〃
5 m超～6 m以下	12,000	〃
6 m超～	別途協議（改良区、部落）	〃

※ 隅切り側（道路側）の幅員を基準とする。
※ ただし、水路幅が4合（73 cm）未満の場合は、すべて幅員×4合の面積を基準とする。
※ 耕作用架橋を除く。
※ **6 mを超える**架橋については原則として認めないが、特別の事情がある場合は、土地改良区と部落において協議の上、決定する。

(2) 架橋の基準

- ① 架橋とは、通行の用に供するためコンクリート、グレーチング等の構造物を土地改良施設に架設することをいう。
- ② 架橋幅員3 m以上の場合は、2 m未満の間隔で開閉できる安易な掃除窓 を設けなければならない。ただし、橋下で掃除作業ができる場合はこの限りではない。
- ③ 水路の分岐点または排水口の上に架橋することは認めない。
- ④ 架橋については、既存の水路断面積を縮小してはならない。

2. 汚水排水及び廃液等

(1) 使用料

浄化槽（排水）		
内 容	人槽	金額（永年）
一般住宅排水	～ 5	30,000
	6 ～ 7	40,000
	8 ～ 10	50,000
	11 ～ 20	60,000
事業用排水 (飲食店・病院・工場・事務所等)	19 以下	100,000
	20 以上	人槽×10,000
マンション等共同住宅	1 世帯当り	20,000
上記以外のもの	別途協議（土地改良区、部落）	

(2) 使用の基準

- ① 排水口を原則、橋下に設けてはならない。
- ② 排水及び廃液は原則として常時流水のある水路へ放流しなければならない。
- ③ 使用申請の同意は当該浄化槽設置場所を管理する部落に提出する。

3. その他

土地改良施設の敷地内に構築物を建築し、または物置場等に使用することは認めない。